

事業承継・M&A補助金交付規程

制定：令和7年4月17日

改定：令和7年10月17日

改定：令和8年1月30日

事業承継・M&A補助金事務局
TOPPAN株式会社

(通則)

第1条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）に対する事業承継・M&A補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の定める中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 中小企業者・小規模事業者等の事業承継又はM&Aに際して行う設備投資等や事業承継、事業再編及び事業統合に伴い経営資源の引継ぎ及び引継ぎ後の経営統合に係る事業等を実施する者に対して、中小企業者・小規模事業者等の事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本規程において、「事務局」、「中小企業者等」、「補助事業」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

(1) 「事務局」とは、事業承継・M&A補助金事務局をいう。

(2) 「中小企業者等」とは、中小企業者と小規模事業者を総称したものをいう。なお、中小企業者の定義は第2項に、小規模事業者の定義は第3項によるものとする。

(3) 「補助事業」とは、中小企業者・小規模事業者等の事業承継又はM&Aに際して行う設備投資等や事業承継、事業再編及び事業統合に伴い経営資源の引継ぎ及び引継ぎ後の経営統合に係る事業等をいう。

(4) 「補助事業者」とは、第3号に規定する事業を実施する者をいう。

2 第1項における「中小企業者」とは、別紙2「中小企業者の定義」のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助金の対象外とする。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等。

(2) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等。

(3) 下記アからオに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）でないこと。

ただし、ア から オ に明記される「大企業」とは、第 1 項に記載している中小企業者の定義に規定する中小企業者及びこれに準じる組合以外の者。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の中小企業者の定義の数字を超えている場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても、大企業とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者。

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者等が所有している中小企業者。

オ 上記 ア から ウ に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。ただし、第 4 号に規定する中小企業者等が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記の「みなし大企業」の規定を適用しない。

(4) 下記 ア から エ に該当する者が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって第 2 項第 3 号の「みなし大企業」の規定を適用しない。

ア 「中小企業投資育成株式会社法」(昭和 38 年法律第 101 号)に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成 10 年法律第 90 号)に規定する投資事業有限責任組合

ウ 銀行法に規定する特定子会社(以下「投資専門会社」という。)が株式を保有する、銀行法及び銀行法施行規則に規定する、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社(以下「事業承継会社」という。)。なお、当該規程に準じる場合を含む。

エ 事業承継会社が株式を保有する法人

(5) 下記 ア から エ に該当する中小企業者等(みなし同一法人)でないこと。

ア 親会社が議決権の 50%超を有する子会社

イ 個人が複数の会社それぞれの議決権を 50%超保有する場合

ウ 親会社が議決権の 50%超を有する子会社が議決権の 50%超を有する孫会社、更にその孫会社が議決権の 50%超を有するひ孫会社等

エ 上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなすものとする。

3 第 1 項における「小規模事業者」とは、別紙 2 「小規模企業者・小規模事業者の定義」のとおりとする。

(交付の対象及び補助率)

第 4 条 事務局は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の

対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う補助事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別紙3のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付申請者は、別紙3に定める補助対象額の区分、補助率及び補助上限額の範囲内で交付申請をすることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第23条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）、第25条第1項の規定に基づく事業化状況報告、第26条の規定に基づく産業財産権等に関する届出については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に準じて事務局が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第7条 事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第19条第3項及び第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第21条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第22条第4項の規定に基づく納付命令（第23条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第23条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第8条 事務局は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2（事業承継促進枠：様式第2-1、専門家活用枠：様式第2-2、専門家活用枠（100億企業特例）：様式第2-3、廃業・再チャレンジ枠：様式第2-4、PMI推進枠（専門家活用類型）：様式第2-5、PMI推進枠（事業統合投資類型）：様式第2-6）による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則30日とする。

3 事務局は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 補助事業の実施期間は、交付決定日から事務局が別途定める期日までとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に別添様式2による「事業承継・M&A補助金交付申請取下げ届出書」をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 第8条第1項の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 交付申請時に補助事業により取得するとしていた補助対象物品、提供を受けようとした役

務等（ただし、単価50万円（税抜）以上のものに限る。）を変更しようとするとき。

(5) 補助事業の実施場所を変更するとき。

(6) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

(7) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請含む。）

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第12条 補助事業者は、補助事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる業務部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

4 補助事業者は、第2項及び第3項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

5 補助事業者は、第2項又は第3項の契約（それぞれ契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

6 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

7 前6項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第10

4号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対し、事業の進捗状況を確認するための調査を行うことができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書記載の補助事業完了期限日より10日を経過した日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ

て現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 事務局は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算払請求書を事務局に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（是正のための措置）

第20条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 事務局及び中小機構は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事務局及び中小機構の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第21条 事務局は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示

に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、申請内容の虚偽、同一内容の事業について国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

(6) 補助事業者が、別紙1「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合

(7) 補助事業者が、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら補助事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、第1項第1号から第7号まで（第4号および第5号を除く。）の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局の指定する口座に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に準じて事務局が定める処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に準じる財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、事務局が別に定める期

間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 事務局は、第3項の規定による取得財産処分申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めるときは財産処分承認を行うものとする。
- 6 補助事業者は前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、承認通知に記載された書類を様式第11-2による財産処分報告書とともに提出するものとする。また、事務局は、様式第11-3による納付通知書により、前条第4項に基づき当該処分制限財産に係る補助金額を限度としてその収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。
- 7 第3項の処分において、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等（機械・設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、様式第11-4による取得財産転用申請書を事務局に提出し、その承認を受ければ、補助事業者は転用に係る前項の納付が免除される。
- 8 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第11-5による財産処分報告書を事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は第4項及び前条第4項の納付は免除される。

（情報管理及び秘密保持）

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（事業化等状況報告）

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する事業年度（当該補助事業者が実施する補助事業の採択に係る公募の申請時において、確定した決算がない場合、補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度）を初回として補助対象事業の区分において規定された期間における、過去1年間の当該補助事業の事業化状況及び賃金引上げ等の状況をとりまとめ、毎事業年度90日以内に様式第12により事務局に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類等を当該報告に係る事業年度終了

後5年間保存しなければならない。

- 3 事務局は、第1項の報告を受けた場合において、その報告の内容が第4条による交付申請書の内容及び第15条による実績報告書の内容と比べ、十分でないと認めるときには、その改善のため、指導・助言の上、対応を求めることができる。
- 4 補助対象事業の区分における事業化状況報告を提出する期間は以下のとおりとする。
 - (1) 事業承継促進枠は、補助事業完了後5年間（合計6回）報告すること。
 - (2) 専門家活用枠の買い手支援類型と売り手支援類型は、補助事業完了後3年間（合計4回）報告すること。
 - (3) 廃業・再チャレンジ枠は、補助事業完了後1年間（合計2回）報告すること。
 - (4) PMI推進枠の専門家活用枠は、補助事業完了後3年間（合計4回）報告すること。
 - (5) PMI推進枠の事業統合投資類型は、補助事業完了後5年間（合計6回）報告すること。

（産業財産権等に関する届出）

第26条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、様式第13による産業財産権等取得等届出書を事務局に届け出なければならない。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

第27条 補助事業者は、別紙1「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金返還）

第28条 補助事業終了後、会計検査院、中小機構又は事務局は、補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、補助事業者はこれに必ず従うものとする。

- 2 事業承継促進枠において、事務局は、次の各号に該当する場合は補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、天災など補助事業者の責めに帰することができない理由がある場合は、返還を求めない。
 - (1) 補助事業者が実施する補助事業の採択に係る公募の申請時の受付終了日から5年後までに事業承継の完了が確認出来なかった場合
 - (2) 補助事業者が第25条第1項の規定に基づき提出する事業化等状況報告において、当該補助事業者が実施する補助事業の採択に係る公募の申請時に表明した、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）時までには補助事業を実施する事業所内で最も低い賃金を50円（時給換算）以上賃上げすること（以下「賃上げ要件」という。）が達成されていることを確認出来なかった場合
 - 3 PMI推進枠（事業統合投資類型）において、事務局は、補助事業者が第25条第1項の規定に基づき提出する事業化等状況報告において、当該補助事業者が実施する補助事業の採択に係る公募の申請時に表明した、賃上げ要件が達成されていることを確認出来なかった場合は補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、天災など補助事業者の責めに帰することができない理由がある場合は、返還を求めない。

- 4 第2項第2号及び第3項に規定する補助金の返還に係る算定は、補助金額を第25条第4項に規定する年数で除した額とする。ただし、初回提出は除くものとする。
- 5 専門家活用枠（買い手支援類型100億円企業特例）において、事務局は、第25条第1項の規定に基づき報告された事業化状況報告書において、被承継者の従業員数が実績報告時よりも減少していることを確認した場合は、被承継者の従業員数の減少率に応じ、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、従業員数の減少の理由が従業員都合によるものなど補助事業者の責めに帰することができない理由がある場合は、返還を求めない。
- 6 第17条第3項の規定は、前5項の返還の規定について準用する。

（調査等の実施）

- 第29条 事務局は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者並びにその関係者に対し、事業化報告等の内容を踏まえた調査（以下「調査等」という。）を行うことができる。
- 2 補助事業者は、事務局が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項の調査において調査対象となる範囲は、補助事業に係る全ての書類等を対象とする。
 - 4 第1項の調査を補助事業者が正当な理由なく拒否した場合、補助金の返還を求めることができる。

（事業者情報の変更）

- 第30条 補助事業者は、事務局に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

（その他必要な事項）

- 第31条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月30日から施行する。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりをもつ、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

別紙2

＜中小企業者の定義＞

中小企業基本法第2条に準じて、以下のとおり補助金における中小企業者を定義する。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人、ソフトウェア業又は情報処理サービス業は資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人、旅館業は資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人とする。

業種分類	定義
製造業その他（※1）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 1 0 0 人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 5 0 人以下の会社及び個人事業主
サービス業（※2）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 1 0 0 人以下の会社及び個人事業主

※1 ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金 3 億円以下又は従業員 9 0 0 人以下

※2 ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金 3 億円以下又は従業員 3 0 0 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 2 0 0 人以下

＜小規模企業者・小規模事業者の定義＞

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に準じて、以下のとおり補助金における小規模企業者・小規模事業者を定義する。なお、以下の表における「商業」とは、卸売業・小売業を指す。

業種分類	定義
製造業その他	従業員の数が 2 0 人以下の会社及び個人事業主
商業・サービス業	従業員の数が 5 人以下の会社及び個人事業主
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員の数が 2 0 人以下の会社及び個人事業主

別紙3

補助金の名称	補助事業		補助率	補助上限額	
	補助対象事業の区分	補助対象経費の区分			
事業承継・M&A補助金 ※10	事業承継促進枠		2/3以内 ※2※3	1,000万円以内※4	
	専門家活用枠	買い手支援類型	謝金、旅費、外注費、委託費※5、システム利用料、保険料※6	2/3以内 ※7	800万円以内※8※9 2,000万円※7※8
		売り手支援類型		2/3以内 ※3	800万円以内※8※9
	廃業・再チャレンジ枠 ※1		2/3以内 ※10	300万円以内※10	
	PMI推進枠	PMI専門家活用類型	謝金、旅費、委託費	1/2以内	150万円以内
		事業統合投資類型	設備費、外注費、委託費	2/3以内 ※2※3	1,000万円以内※4

- ※1 その他の類型と併用が可能。
- ※2 補助金の額のうち800万円を超え1000万円以下の部分の補助率は2分の1以内とする。
- ※3 業績、企業規模等の一定の要件を満たさなかった場合は補助率を2分の1以内とする。
- ※4 賃金引上げ要件を満たさなかった場合は補助上限を800万円以内とする。
- ※5 専門家活用枠の委託費のうち、中小M&Aの仲介・FA業務に係る、相談料、着手金、中間報酬、成功報酬等の手数料に関しては、経済産業省の「中小M&A支援機関に係る登録制度」の登録業者が行うものを対象とする。
- ※6 保険料は、M&A当事者間で交わされる最終合意契約に規定される表明保証条項に関して、事後的に当該表明保証条項違反が判明することに起因して発生する損害等を補償目的とする保険契約等に係る保険料に関するものを対象とする。
- ※7 通常の買い手申請とは別に、100億企業特例の要件を満たす事業者は、補助上限を2,000万円とする。ただし、1,000万円以下の部分の補助率は1/2以内、1,000万円超の部分の補助率は1/3以内とする。
- ※8 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は補助上限を300万円以内とする。
- ※9 デュー・ディリジェンスに係る加算要件を満たさなかった場合、補助上限額は600万円以内とする。
- ※10 廃業・再チャレンジ枠の併用申請に関して、事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合はそれぞれの補助上限に加算する。補助率は併用申請する場合、各事業枠における事業費の補助率となる。

※11 在庫廃棄費も含むものとする。

※12 事業承継・M&A補助金は4つの枠を有する。各枠は別紙4「補助対象事業の区分」のとおりとする。

別紙4 補助対象事業の区分

		補助対象事業の区分	内 容
事業承継・M&A補助金	事業承継促進枠		事業承継促進枠とは、事業承継を促進する観点から、事業終了後5年以内に事業承継をする中小企業者等の経費の一部を補助する事業。
	専門家活用枠	買い手支援類型	専門家活用枠の買い手支援類型とは、中小企業・小規模事業者等であり、事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の者の専門家を活用する経費の一部を補助する事業。また、売上高100億円企業を目指す事業者が、事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の者の経費の一部を補助する。
		売り手支援類型	専門家活用枠の売り手支援類型とは、中小企業・小規模事業者等であり、事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源の引継ぎが行われる予定の者の経費の一部を補助する事業。
	廃業・再チャレンジ枠		廃業・再チャレンジ枠とは、事業承継や事業引継ぎに伴い廃業を行う者や事業承継・引継ぎは実現しなかったものの新たなチャレンジをするために廃業を行う中小企業者等の経費の一部を補助する事業。
	PMI推進枠	PMI専門家活用類型	PMI推進枠のPMI専門家活用類型とは、中小企業・小規模事業者等であり、M&Aに伴う経営資源の引継ぎを行う者の専門家を活用する経費の一部を補助する事業。
		事業統合投資類型	PMI推進枠の事業統合投資類型とは、中小企業・小規模事業者等であり、M&Aを契機として、統合効果を最大化するため設備投資等に取り組む者の経費の一部を補助する事業。

(様式第1)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金交付申請書

事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業実施場所に係る住所
4. 補助事業に要する経費 円
5. 補助対象経費 円
6. 補助金交付申請額 円
7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
8. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果

5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

6. 申請者の役員等名簿

7. 実施体制図

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第2-1)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補助事業者
共同申請者
公募申請類型番号
（事業承継促進）

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円 ※

・事業費

補助対象経費	円
補助金の額	円

・廃業費（併用申請）

補助対象経費	円
補助金の額	円

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

※賃上げ要件の達成については、実績報告時に確認するものとし、未達成の場合は次のとおり「賃上げ要件未達成時の金額」へ変更を行うものとします。

賃上げ要件未達成時の金額 円

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

事業費（～800万円相当部分）、廃業費に適用される補助率

事業費（800万円超～1,000万円相当部分）に適用される補助率

事業費の補助上限額 円

廃業費（併用申請）の補助上限額 円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日

補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2-2)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補 助 事 業 者
共 同 申 請 者
公 募 申 請 類 型 番 号
（ 専 門 家 活 用 ）

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・事業費、上乗せ額（デュー・ディリジェンス（DD）に係る費用）

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・廃業費（併用申請）

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

事業費、DDに係る費用、廃業費に適用される補助率

事業費の補助上限額 円

上乗せ額（DDに係る費用）の補助上限額 円

廃業費（併用申請）の補助上限額 円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

専門家活用枠において事務局が採択後に通知する補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、300万円以内の補助上限額の変更を行うものとします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日

補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2—3)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補 助 事 業 者
公 募 申 請 類 型 番 号
（専門家活用（100億企業特例））

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・事業費

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・廃業費（併用申請）

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

事業費（～1,000万円相当部分）、廃業費に適用される補助率

事業費（1,000万円超～2,000万円相当部分）に適用される補助率

事業費の補助上限額 円

廃業費（併用申請）の補助上限額 円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

専門家活用枠において事務局が採択後に通知する補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、300万円以内の補助上限額の変更を行うものとします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日

補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2-4)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補 助 事 業 者
共 同 申 請 者
公 募 申 請 類 型 番 号
(廃業・再チャレンジ)

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

廃業費に適用される補助率	
廃業費の補助上限額	円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日

補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2—5)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補 助 事 業 者
共 同 申 請 者
公 募 申 請 類 型 番 号
(PMI推進 (PMI専門家活用))

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・事業費

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

・廃業費（併用申請）

補 助 対 象 経 費	円 ※
補 助 金 の 額	円 ※

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

※専門家活用枠との同時申請を実施する場合、廃業費の併用申請は専門家活用枠において実施されるため、PMI専門家活用類型における廃業費の補助対象経費及び補助金の額は0円となります。

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

事業費、廃業費に適用される補助率	
事業費の補助上限額	円
廃業費（併用申請）の補助上限額	円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日
補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2—6)

通知日： 年 月 日
交付申請番号：

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

事業承継・M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました事業承継・M&A補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業承継・M&A補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

補 助 事 業 者
共 同 申 請 者
公 募 申 請 類 型 番 号
(PMI推進（事業統合投資）)

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円 ※

・事業費

補助対象経費	円
補助金の額	円

・廃業費（共同申請）

補助対象経費	円
補助金の額	円

当通知書に記載された補助金の額を上限として補助金が交付されます。

補助対象経費及び補助金の額について、内容、金額及び下記計算条件の全てが認められたということではありません。最終的な交付金額は事業完了後の確定検査により決定されます。

※賃上げ要件の達成については、実績報告時に確認するものとし、未達成の場合は次のとおり「賃上げ要件未達成時の金額」へ変更を行うものとします。

賃上げ要件未達成時の金額 円

3. 補助金の額は交付申請にて申請された内容から、以下の条件にて計算されています。

【適用される補助率および補助上限額（税抜き）】

事業費（～800万円相当部分）、廃業費に適用される補助率

事業費（800万円超～1,000万円相当部分）に適用される補助率

事業費の補助上限額 円

廃業費（共同申請）の補助上限額 円

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の上限額とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 補助事業期間は、以下に定める補助事業開始日から補助事業完了期限日までの間とします。

補助事業開始日

補助事業完了期限日

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び事業承継・M&A補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、交付規程第13条第1項に基づき、事前に事業承継・M&A補助金事務局（以下「事務局」という。）に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

(1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

9. 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

10. 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1により事務局に報告し、その指示に従わなければなりません。

(様式第2別紙)

本補助金の確定検査は交付申請時に宣誓のあった事項を前提に実施します。

申請時に宣誓した事項について遵守しなければならず、虚偽や不正、業務の怠慢、その他不適當な行為が行われたことが発覚した場合、交付規程第21条に基づき、交付決定を取り消します。

なお、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合も同様となります。

交付決定を取り消す場合、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている時には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を求める場合があります。

補助金申請時・利用時・事業化等状況報告提出時等に提供した個人情報を含む全ての情報は、国税庁等から国税に関する調査について必要な情報の照会依頼があった際や、その他裁判所・捜査機関等からの要請等、法律に基づく場合、事務局から当該職員へ事業者への告知無く開示する場合があります。また、事業実施や効果的な政策立案、経営支援等（申請者への各種情報提供等）のために、事務局から国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合や、その他本公募要領に記載された利活用をされる場合があります。

経済産業省ホームページ及び独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページにて公表されている補助金指定停止措置又は指名停止措置に関して、事業承継・M&A補助金も当該措置の対象となることから、補助対象経費に関して、指名停止措置事業者への新規発注契約はできず、発注された場合、当該経費については補助金の交付対象外となる点に留意してください。

※補助金等交付停止期間前及び指名停止期間前の発注については補助金の交付対象となります。指名停止措置事業者及び停止期間は以下の経済産業省ホームページ及び独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページにて確認してください。

<経済産業省ホームページ>

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

<独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページ>

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/index.html>

補助事業の遂行に当たっては、公募要領に加えて本補助金の公式ホームページに掲載する「補助金交付のための事務手引書」並びに「別紙1. 申請内容変更時の対応整理表」及び「別紙2. 証拠書類等の準備に係る留意点」を必ず確認し、本交付決定以降に必要な手続き及び補助対象事業の遂行にあたり遵守すべき事項を十分に理解した上で、補助事業を実施してください。これらの手続き及び遵守事項に違反して補助事業が実施された場合、理由の如何を問わず、違反のあった補助対象経費にかかる補助金は交付されません。

本交付決定以降に必要な手続き及び補助対象事業の遂行にあたり遵守すべき事項は、以下の公式ホームページにて確認してください。

<公式ホームページ>

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/>

<本事業のお問い合わせ先>

事業承継・M&A補助金事務局

専 門 家 活 用 枠 : 050 - 3145 - 3812

廃業・再チャレンジ枠 : 050 - 3145 - 3812

事 業 承 継 促 進 枠 : 050 - 3192 - 6274

P M I 推 進 枠 : 050 - 3192 - 6228

お問い合わせ受付時間 : 9:30~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

(別添様式1)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金における
海外付加価値税還付報告書

事業承継・M&A補助金における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 補助金額 (交付規程第17条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。

(別添様式2)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
交付申請取下げ届出書

年 月 日付け第 号で交付の決定があつた上記補助金について、事業承継・M&A補助金交付規程第9条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(様式第3)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金計画変更(等)
承認申請書

事業承継・M&A補助金交付規程第11条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
事故報告書

事業承継・M&A補助金交付規程第14条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
状況報告書

事業承継・M&A補助金交付規程第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
実績報告書

事業承継・M&A補助金交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
(1) 補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表 (単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補 助 金 充 当 額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決 定 額	流用後 交 付 決 定 額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第3項の規定に基づき、様式第9による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(様式第7)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
精算払請求書

事業承継・M&A補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

事業承継・M&A補助金交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第17条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から5号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第23条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第10)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から5号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第23条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 1 1)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金
財産処分承認申請書

事業承継・M&A補助金交付規程第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

(様式第12)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金に係る事業化状況報告書

〇〇年度の事業化状況について、事業承継・M&A補助金交付規程第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容及び事業実施期間

(1) 事業名

(2) 事業の概要

(3) 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 年度事業化 (年 月 日 ~ 年 月 日)

(1) 事業化の概要

(2) 事業化状況

(単位：円)

(単位：人)

	売上高	売上総利益	経常利益	従業員数
会社全体(※)				
うち補助事業分				

※該当期間の決算書および税務申告書控を添付してください。

3. 賃金引上げ状況

事業者のうち補助事業を実施した者の給与支給総額の増加額 百万円、増加率 (%)

4. 賃金引上げ状況（補助上限引き上げ特例）

事業者のうち大幅賃上げに係る補助上限引き上げ特例において、補助事業を実施した者の給与支給総額の増加額 百万円、増加率 (%)

(様式第13)

番 号
年 月 日

事業承継・M&A補助金事務局 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

事業承継・M&A補助金に係る
産業財産権等取得等届出書

事業承継・M&A補助金交付規程第26条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得
(出願、譲渡、実地権の設定)をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件 (譲渡、実施権設定の場合)